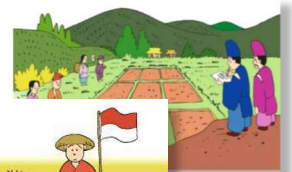
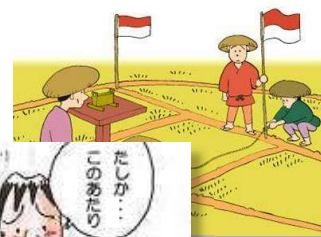


茅ヶ崎市で 官民境界等先行調査をはじめます！

茅ヶ崎市緊急重点区域 官民境界等先行調査事業計画 ダイジェスト版



班田収授法の導入
(701年)



地租改正の実施
(1873年)



災害復旧の遅れ



茅ヶ崎市

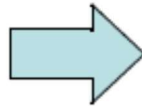
地籍調査・官民境界等先行調査とは

地籍調査（一筆地調査）とは、国土調査法等に基づき一筆ごとの土地について所有者や地番、地目の調査と境界、面積の測量を行い、その結果を地図（地籍図）や簿冊（地籍簿）として作成する事業のことをいいます。地籍調査（一筆地調査）で作成された成果は、法務局（登記所）に送付され、土地登記簿の内容が更新されます。

官民境界等先行調査とは、地域の骨格となる官民境界等を明確化し、一筆地調査を計画的かつ効率的に短期間で完了させるため、一筆地調査に先行して行う調査です。災害への備えの観点から、災害からの迅速な復旧、復興のためには官民境界等先行調査の成果が極めて重要となります。

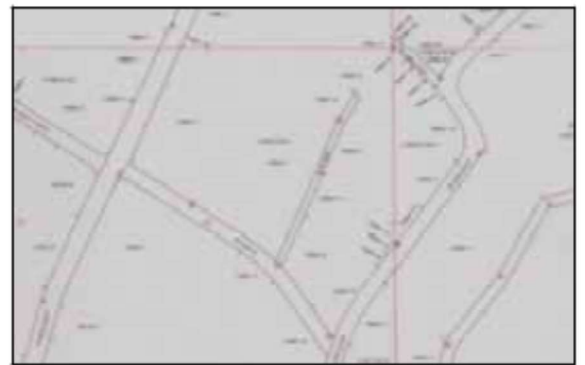
調査に伴い、土地所有者の方には立ち会いをお願いいたします。また、皆様の土地に市職員や測量業者が立ち入る場合があります。その際には身分証明書を携帯し、声をお掛けします。

【公図】



官民境界を
対象として
立会い調査

【官民境界の調査図】



地籍調査の必要性

○災害復旧の遅れの要因になります

地籍調査を実施していない地域では、災害復旧にあたり、まず土地の境界の確認から始める必要があり、災害復旧に着手する前に多くの時間と手間が必要となり、被災地の復旧・復興が遅れる要因にもなります。



○土地の境界が不明であるため、土地取引等を行う際にリスクを抱えます



①土地を購入し、改めて測ってみたら登記簿の面積と違っていた。



②塀をつくり変えようとしたら、隣の土地の所有者から「境界が違う」と言われた。

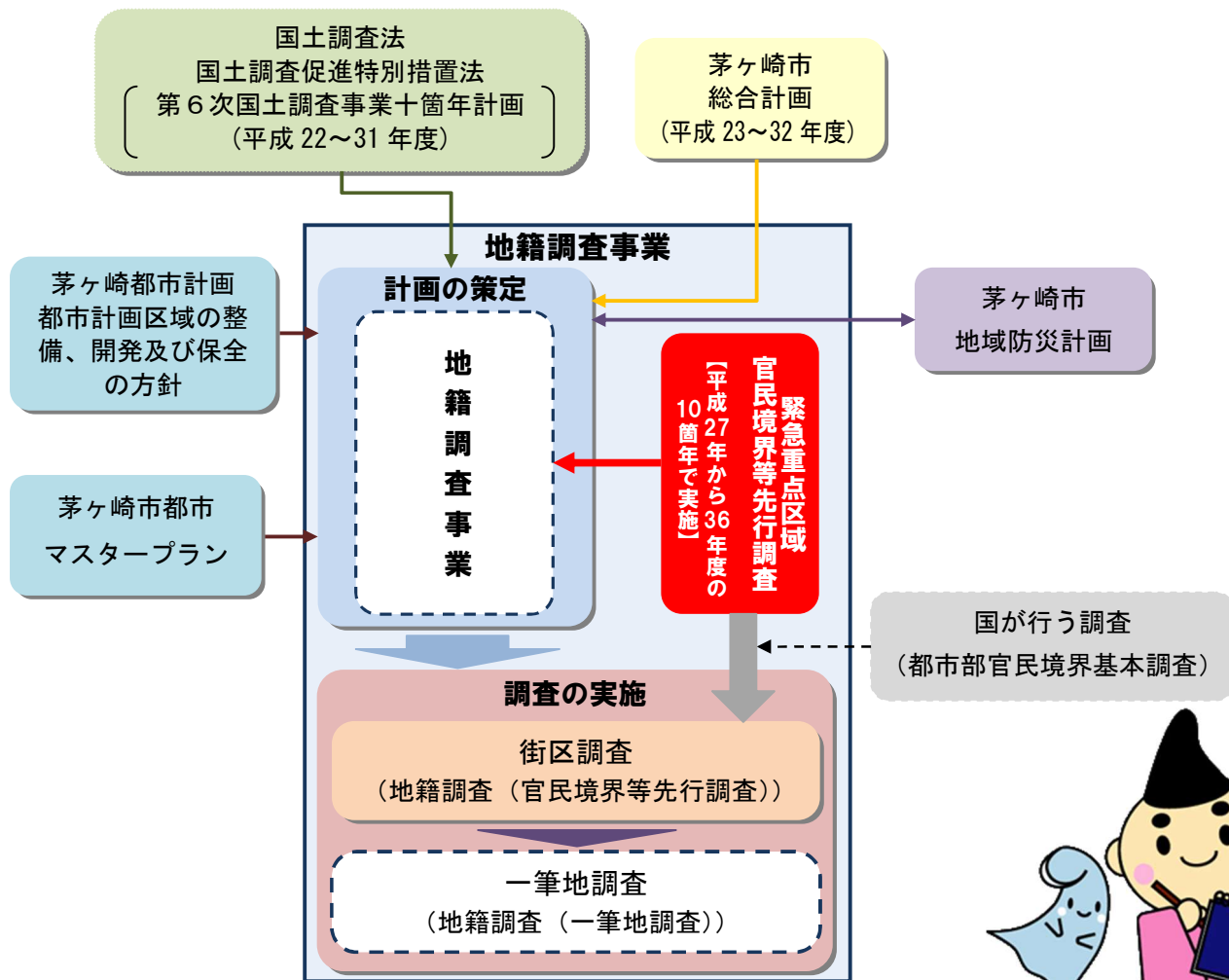


③相続を受けた土地の正確な位置がわからなかった。

計画の位置付け

『茅ヶ崎市緊急重点区域官民境界等先行調査事業計画』の位置付けは図のとおりです。

茅ヶ崎市地域防災計画の中に地籍調査事業を位置付けることを検討していきます。

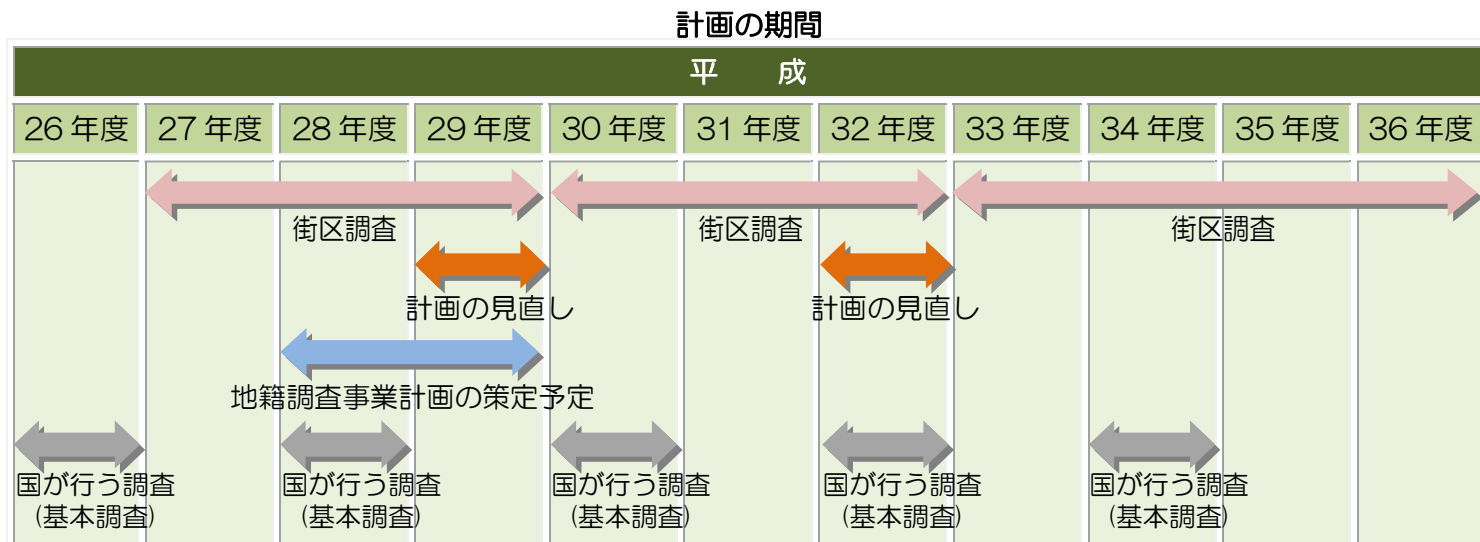


茅ヶ崎市緊急重点区域官民境界等先行調査事業計画の位置付け



計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から36年度までの10年間とします。また、本計画の見直しについては、「茅ヶ崎市総合計画実施計画」や今後策定していく「地籍調査事業計画」とも整合性を図りながら行ってまいります。



実施しないと・・・

○公共用地の適正管理への支障となります



○課税の公平性の課題が生じます



○都市再生への支障となります



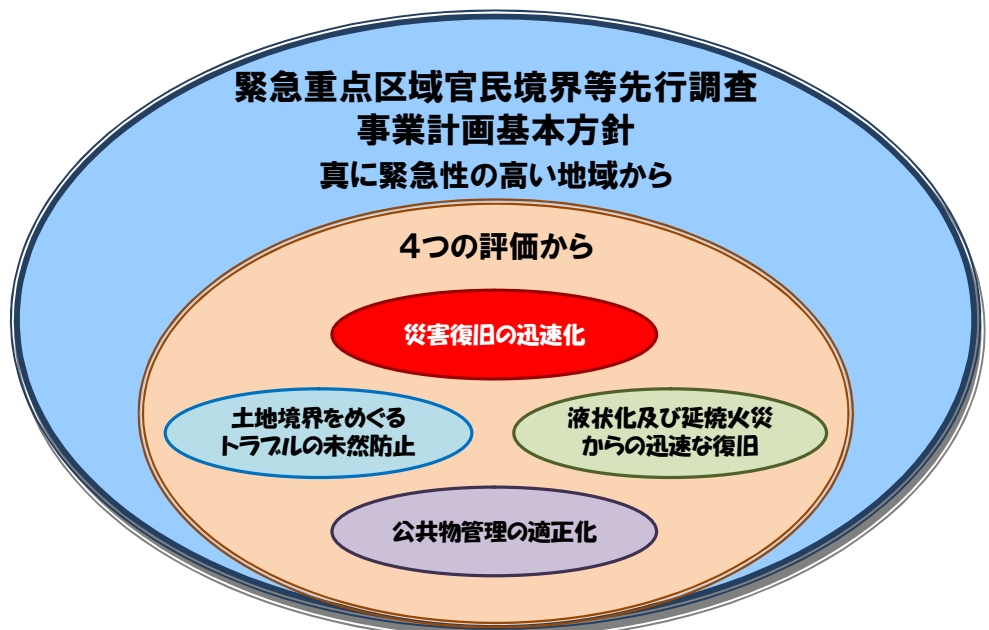
地籍調査をしていないとまちづくり計画ができないよ



基本方針

茅ヶ崎市で実施する『緊急重点区域官民境界等先行調査事業計画』では、国・県で示している津波による浸水被害を受ける区域を最優先区域とすることや、液状化発生・火災による建物の延焼等・災害時に大きな被害を及ぼすことが想定される、真に緊急性の高い地域を先行して実施します。

また、本計画では、本来の目的である『地籍を明確にする』という業務としての一筆地調査に先行して街区調査(官民境界等先行調査)を実施します。調査の進捗状況を見ながら、今後策定する『茅ヶ崎市地籍調査事業計画』の中で、一筆地調査の調査時期などについても検討していく予定です。

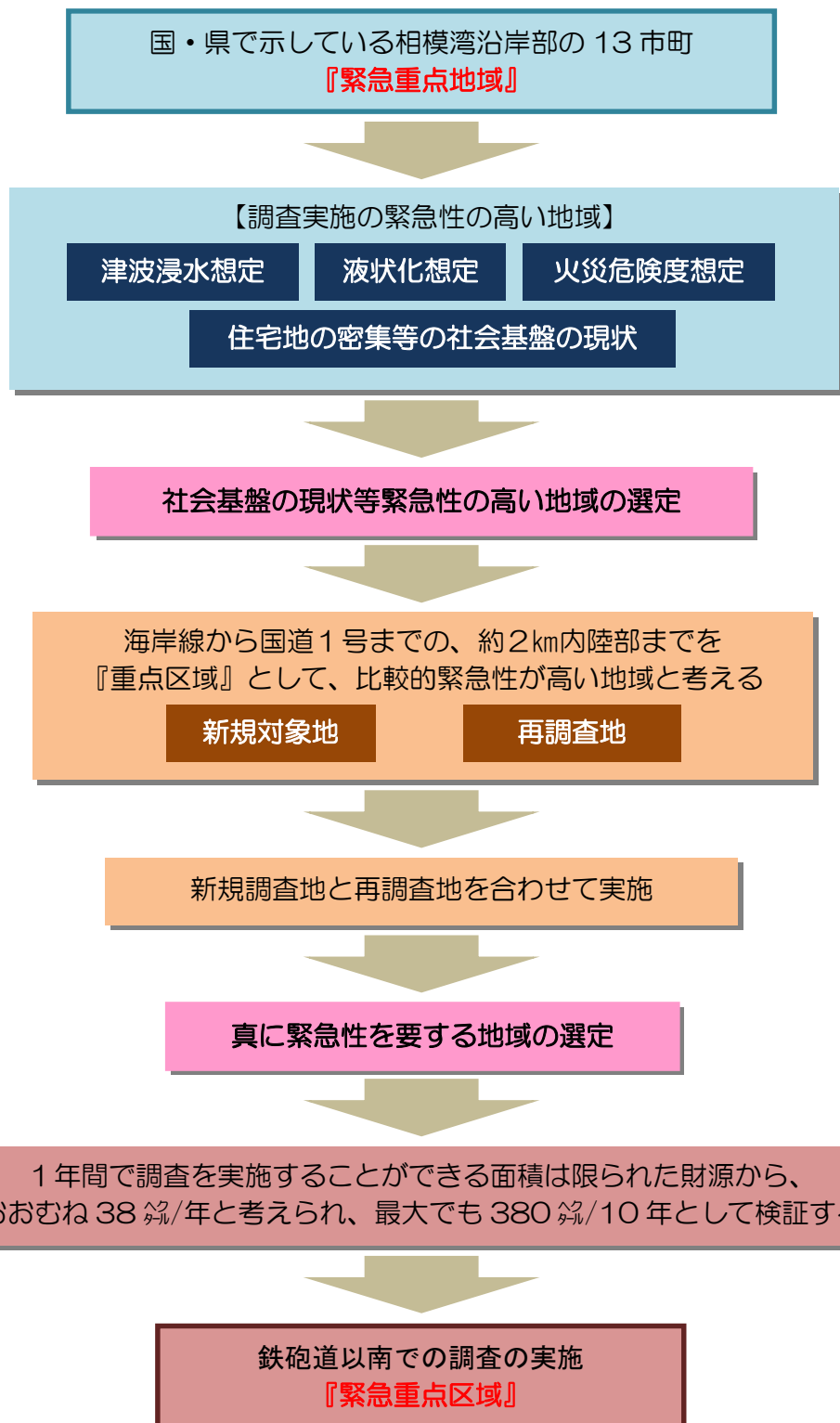


茅ヶ崎市官民境界等先行調査事業計画実施に向けた基本方針

緊急重点区域官民境界等先行調査の調査区域の検討

茅ヶ崎市における緊急重点区域官民境界等先行調査の区域は、国や県が示している『緊急重点地域』の中を、さらに、本計画の基本方針に基づき選定します。過年度に実施済みの地域についても新規調査地と合わせて実施します。

10年間に渡る本計画の検討では、限られた財源を効率的かつ効果的に活用していくため、真に緊急性の高い範囲を絞り込み、実施してまいります。

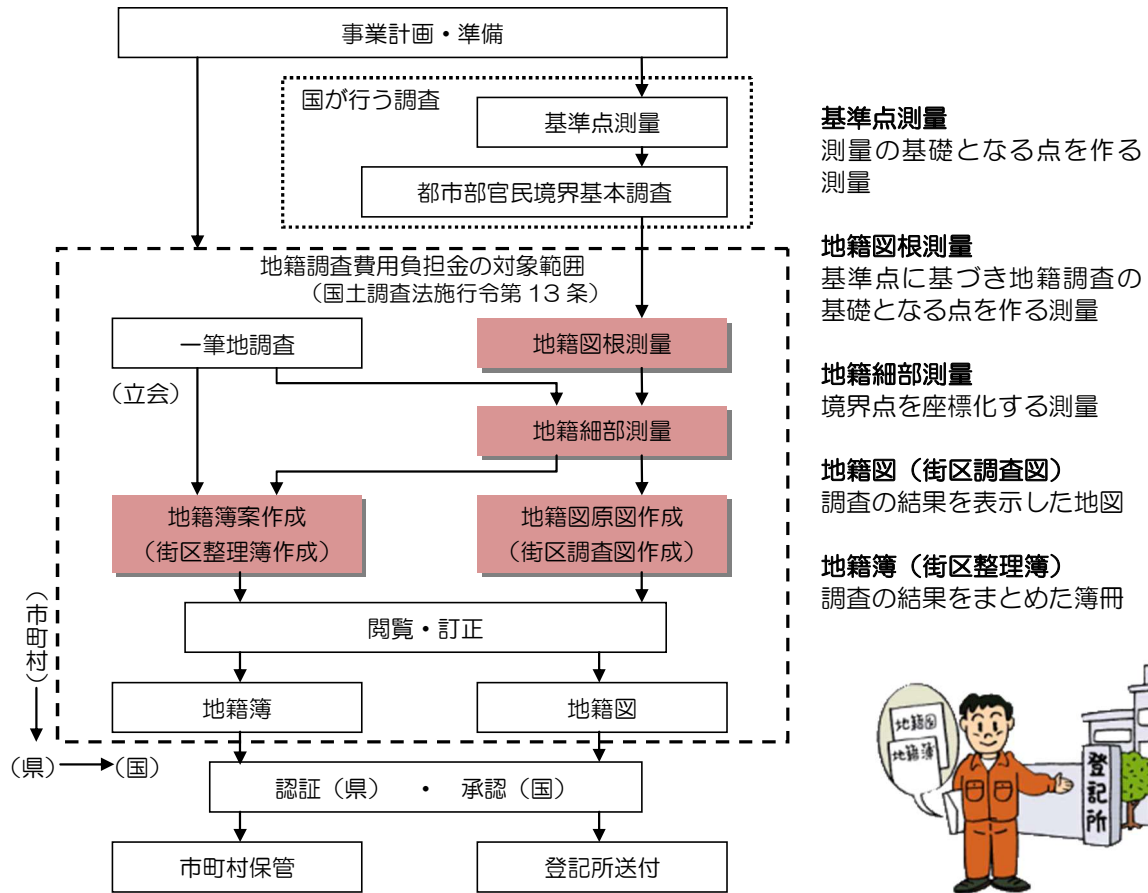


緊急重点区域官民境界等先行調査選定地の決定フロー



地籍調査の流れ

地籍調査の実施に当たっては、事業計画の策定後に国による基準点測量及び都市部官民境界基本調査の実施を受けて、市の調査を経て地籍簿及び地籍図を作成し登記所へ登録されることとなります。ただし、官民境界等先行調査は、街区整理簿及び街区調査図の作成までとなるため登記所への登録は実施しません。



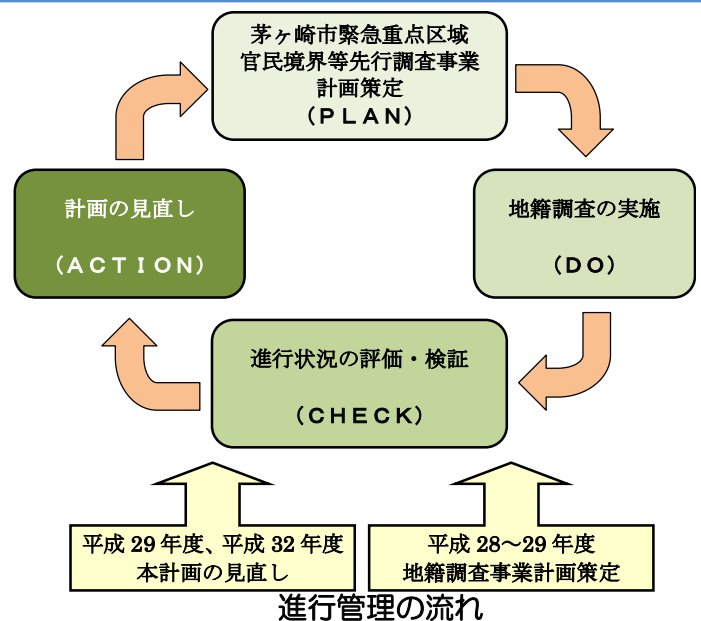
※ **緊急重点区域官民境界等先行調査**で実施する調査・作業
地籍調査の流れ

進行管理

茅ヶ崎市緊急重点区域官民境界等先行調査事業計画は、10年間（平成27～36年度）の長期に渡って実施されることから、計画の策定（PLAN）、事業実施（DO）、進行状況の評価・検証（CHECK）、計画の見直し（ACTION）のPDCAサイクルを基本として、適正な時期に適切な進行管理を図っていきます。

進行管理に当たっては、年度ごとに進行状況の評価・検証を地籍調査事業工程管理及び検査規程等に基づいて行います。必要に応じて計画の見直しを行います。

また、平成28～29年度にかけて『地籍調査事業計画』の策定を行う予定で、その中でも計画の見直しも併せて行ってまいります。



【茅ヶ崎市緊急重点区域官民境界等先行調査事業計画へのお問い合わせ】

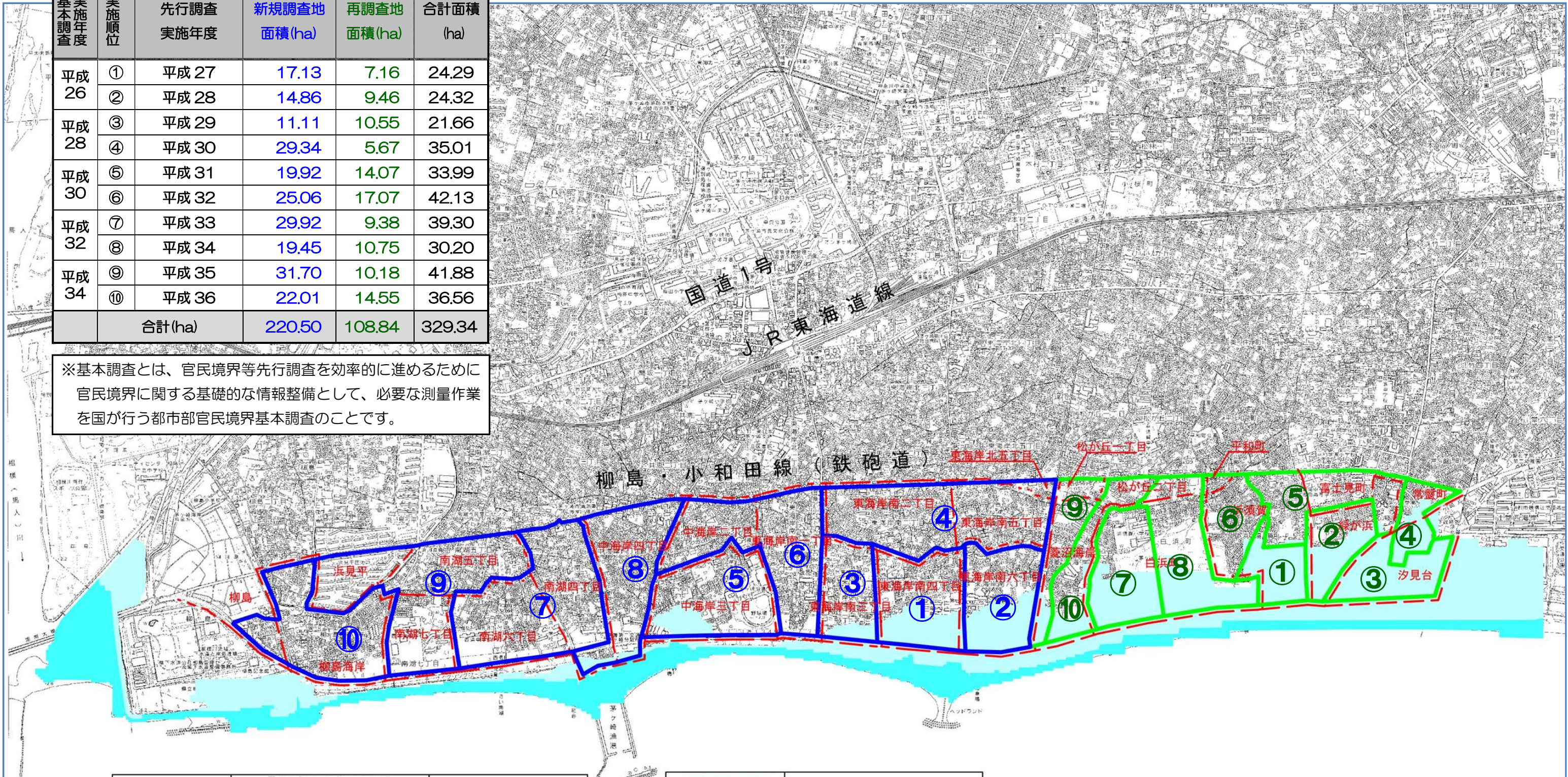
茅ヶ崎市建設部建設総務課 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
TEL0467-82-1111（代表）

茅ヶ崎市の官民境界等先行調査は、次の順番で行います！

【調査地区の実施順位】

基本調査年度	実施順位	先行調査実施年度	新規調査地面積(ha)	再調査地面積(ha)	合計面積(ha)
平成26	①	平成27	17.13	7.16	24.29
	②	平成28	14.86	9.46	24.32
平成28	③	平成29	11.11	10.55	21.66
	④	平成30	29.34	5.67	35.01
平成30	⑤	平成31	19.92	14.07	33.99
	⑥	平成32	25.06	17.07	42.13
平成32	⑦	平成33	29.92	9.38	39.30
	⑧	平成34	19.45	10.75	30.20
平成34	⑨	平成35	31.70	10.18	41.88
	⑩	平成36	22.01	14.55	36.56
合計(ha)			220.50	108.84	329.34

※基本調査とは、官民境界等先行調査を効率的に進めるために官民境界に関する基礎的な情報整備として、必要な測量作業を国が行う都市部官民境界基本調査のことです。



	『緊急重点区域』 新規調査範囲	220ha
	『緊急重点区域』 再調査範囲	109ha

	字界区分
	津波浸水予想範囲(2m以上)
	津波浸水予想範囲(0~2m)

想定：慶長型地震、元禄型関東地震と神縄・国府津-松田断層帯地震の連動地震（連動型地震）、南関東地震

資料：茅ヶ崎市津波ハンドブック 平成24年6月